

復 本 第 7 7 4 号
社援総発0501第1号
平成25年5月1日

岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県、千葉県、長野県
被災者支援担当主管部（局）長 殿
災害救助担当主管部（局）長 殿

復興庁統括官付参事官
厚生労働省社会・援護局総務課長
(公印省略)

東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長及び空き住戸の活用等について
(再周知)

平素より、東日本大震災からの復旧、復興にご尽力いただき、感謝申し上げます。

応急仮設住宅について、東日本大震災の発災後、供与期間の延長及び空き住戸の活用等に関して累次にわたって複数の文書を発出してきましたが、関係者の中に混乱があり、各省庁へ問い合わせも寄せられています。これを受け、次の通り改めて整理しました。地域の実情に応じて、各都道府県の判断により供与期間の延長や空き住戸の活用等が可能なので、適切な運用をお願いします。

なお、本通知発出に当たり、国土交通省等関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

- 1 「東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について」（平成25年4月2日付け復本第564号、社援総発0402第1号、国住指第4827号復興庁統括官付参事官、厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省住宅局建築指導課長連名通知）により、応急仮設住宅の供与期間について、一定の条件を満たした場合、自治体の判断で延長が可能とされています。

また、「応急仮設住宅の存続可能期間の延長について（技術的助言）」（平成23年5月27日付け国住指第460号国土交通省住宅局建築指導課長通知）により、応急仮設住宅の存続期間について、特定行政庁が許可を行うことでさらに1年ごとの延長が可能となる旨の技術的助言が発出されています。

- 2 「東日本大震災に係る応急仮設住宅について」（平成23年4月15日付け社援総発0415第1号厚生労働省社会・援護局総務課長通知）のとおり、集会施設については、行政、その他による生活支援情報や保健・福祉サービス等を提供する場所としても活用が可能です。

また、「建設された応急仮設住宅の集会所等の活用について」（平成２４年１１月９日付け厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室事務連絡）のとおり、集会所等を、自習室を始めとする学習支援の場として活用することが可能です。

- ３ 建設された応急仮設住宅の空き住戸については、「東日本大震災に係る応急仮設住宅について（その５）」（平成２３年８月１２日付け社援総発０８１２第１号厚生労働省社会・援護局総務課長通知）のとおり、例えば、集会や談話等のスペース、生活物資の保管場所として活用すること等が可能です。

「建設された応急仮設住宅の空き住戸の活用について」（平成２４年１月２３日付け社援総発０１２３第１号厚生労働省社会・援護局総務課長通知）のとおり、現在は空き住戸となっているが、今後、県外など遠方に避難されている被災者などで、入居希望者が見込まれる場合は、入居希望者が現れるまでの期間に限り、一時的に他自治体からの応援職員や地元自治体から要請等を受けて活動しているボランティア等の宿泊場所として活用することが可能です。

また、「東日本大震災に係る建設された応急仮設住宅の他用途への活用について」（平成２５年２月２８日付け社援総発０２２８第１号厚生労働省社会・援護局総務課長通知）のとおり、今後地域によっては空き住戸の増加が見込まれることに鑑み、処分制限期間（２年）経過後に福祉施設で働く方や建設工事に従事される方の宿泊場所等の他用途に転用して活用する場合、財産処分手続きは要しない扱いとしています。

- ４ 「東日本大震災に係る応急仮設住宅等について」（平成２３年５月１８日付け社援総発０５１８第１号厚生労働省社会・援護局総務課長通知）のとおり、被災３県（岩手・宮城・福島）の県外など遠方への避難者については、県がやむを得ないと認める場合には、地元の応急仮設住宅への入居を認めることとして差し支えないこととされています。

【本件連絡先】

復興庁被災者支援班 坂井、森
電話：03-5545-7481
FAX：03-3589-1880

【災害救助法の解釈関係】

厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室 西川、喜田川
電話：03-3595-2614
FAX：03-3503-3099